# 入院中の患者に係る対診・他医療機関受診 の取り扱いについて

平成21年12月18日の中医協基本問題小委において、入院中の 患者に係る対診・他医療機関を受診する際の診療報酬の算定の考 え方について整理案を示した。

関係者からの意見を踏まえ、さらに見直しを行ったので、再度 提示する。

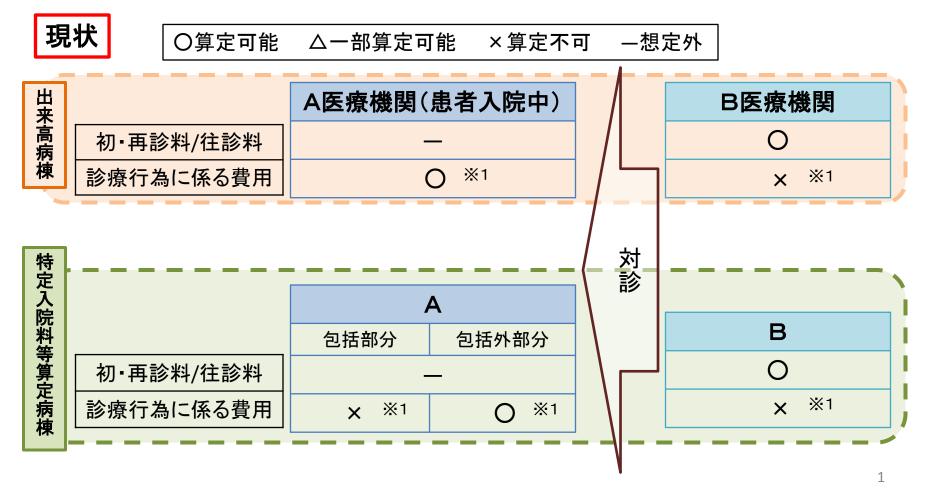
対診の整理案については、前回の提案内容と同様となっているが、入院中の他医療機関受診の取扱いについては変更している。 (参考資料 P 1 ~ 4)

## 入院中の患者に係る対診・他医療機関受診の取扱い

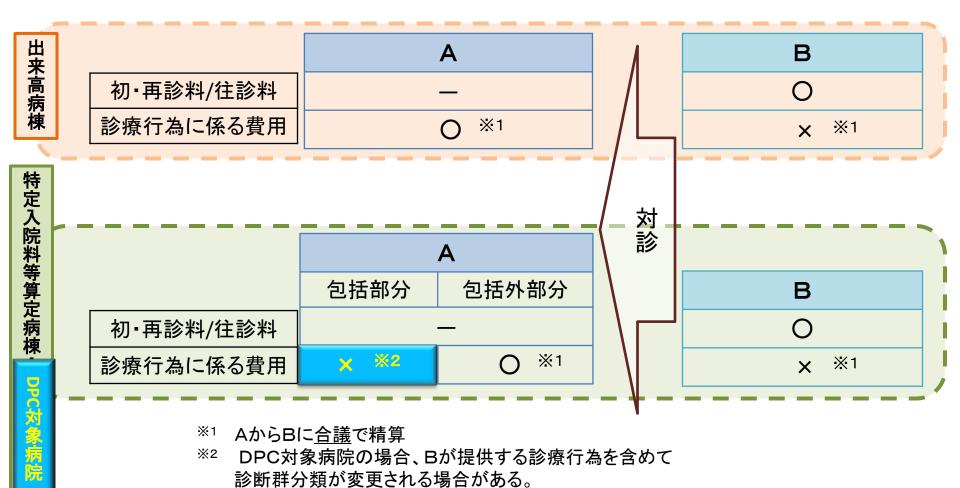
原則:他医療機関での診療の必要が生じた場合は、転医又は対診を求めること。

## 入院中の患者に係る対診の取扱い

(入院中の患者に係る対診の費用について)



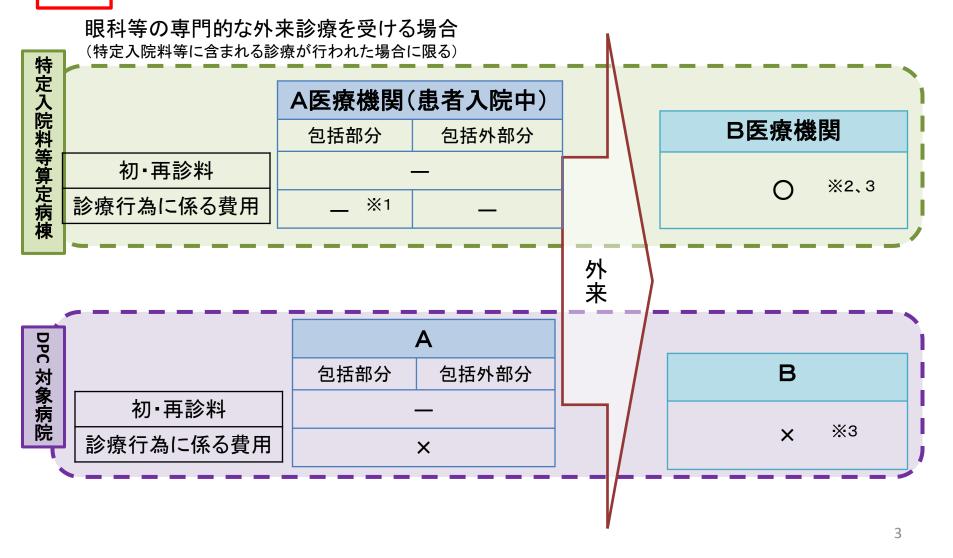
#### 整理案



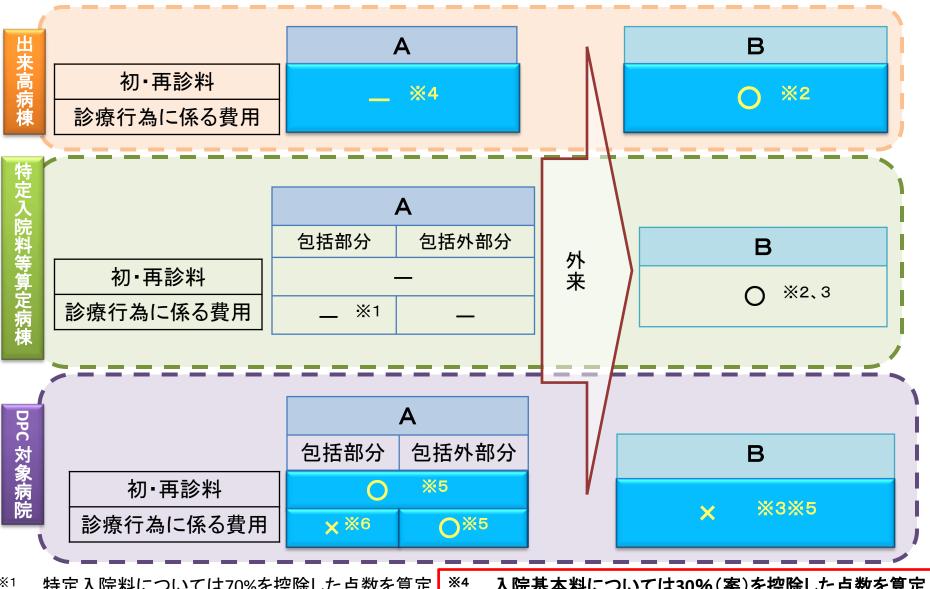
### 入院中の患者の他医療機関受診の取扱い

(入院中の患者の他医療機関受診の費用について)

#### 現状



#### 整理案



- **X**1 特定入院料については70%を控除した点数を算定
- **X**2 医学管理、在宅等は算定できない。
- Ж3 「ガンマナイフによる定位放射線治療」、 「直線加速器による定位放射線治療」は算定可能。
- 入院基本料については30%(案)を控除した点数を算定
- **※**5 AからBに合議で精算
- **%**6 DPC対象病院の場合、Bが提供する診療行為 を含めて診断群分類が変更される場合がある。